

長崎大学教育学部附属小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策委員会

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

I 本校としての考え方

いじめは、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会であってもいじめはいじめる側が悪いという自覚をもち、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、互いに仲良く生活できるよう努める。

① いじめ未然防止 ～いじめは絶対に許されない～

いじめはどんな理由があっても決して許されることではない。いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しないことが肝要である。

② いじめ早期発見 ～ささいなケースも見逃さない～

ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、いじめの兆候がある場合には、組織的にきめ細かく対応し、いじめの芽を摘んでいく。

③ いじめへの対処 ～いじめの要因・背景にも目を向ける～

いじめを生み出す土壌や要因、雰囲気になかったかなど、いじめが起きたメカニズムの分析やいじめを受けた児童への対応にも配慮する。

④ 育友会及び関係機関との連携について ～組織体で取り組む～

いじめに関する情報が寄せられたときには、事務局が管理職と協議し、必要に応じて育友会及び関係諸機関と連携をとりながら対処することとする。

Ⅱ いじめ防止対策委員会について

1 いじめ防止対策委員会の目的

「いじめ防止対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第22条により設置する。

- (1) 本組織はいじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応するために設置する。
- (2) 教職員はささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、また、集めた情報は個別の児童毎に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有し、本組織に報告・相談する。
- (3) 情報の収集と記録・共有を行い、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。
- (4) 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおり進んでいるかチェックする。
- (5) いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しを行う。

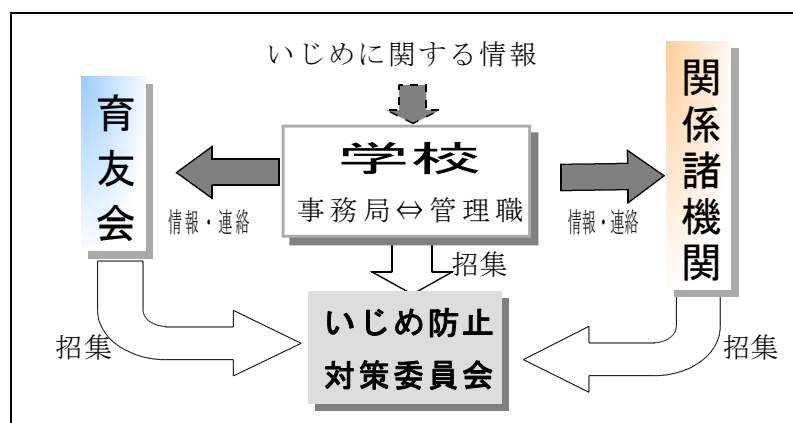
2 運営方針

(1) 組織について

- 管理職、主幹教諭、教務主任、やさしさ向上プロジェクトリーダー、生徒指導係、教育相談係、養護教諭、特別支援コーディネーター、SCを、その構成委員とする。
- 必要に応じて、学部の心理や福祉の専門家や、学校医、学校評議員等を招聘し、委員を交えて協議会を開くことができることとする。

(2) 開催の時期について

- 毎月第4火曜日を「いじめ防止対策委員会連絡会の日」と設定し、「生徒指導事例報告会」を実施し関係職員で情報の共有を図る。
- いじめに関する情報が寄せられたときには、事務局が管理職と協議し、任意に開催することができることとする。



Ⅲ いじめの防止について

1 教職員の取組

- (1) いじめ防止対策推進法の共通理解
- (2) 年度当初に行う担任間の引継ぎだけでなく、幼小及び小中の引継ぎ会や、幼小中で行う合同研究会等でも努めて情報を収集することで、学級編成の参考にしたり、子ども同士の関係の把握や指導に生かすようにする。
- (3) 幼小及び小中の連絡協議会を、必要に応じて任意に開催し、情報の収集にあたるようにする。
- (4) 6月中旬に「北斗の子の心を見つめる週間」を設定し、以下の取組を行う。
 - ① 育友会を設定し、全学級、道徳授業を公開することを通して、保護者にいじめ根絶に向けた学校の姿勢の理解を図る。
 - ② 全校朝会の場において、生徒指導係を中心に、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である」という意識を喚起できるようにするための講話を行う。また、講話後、各学級において、子どもの発達段階に応じた事後指導を行う。
 - ③ 地域向け掲示板に、週間中の本校の取組についての情報を載せ、地域の方も自由に来校できるようにする。
- (5) 6月の学級育友会の担任の話においては、必ずいじめをテーマにした子どもの心を見つめ直す契機となる話を行う。
- (6) 日ごろより、学校便りや週報の裏面において、学級の様子や学校の取組を保護者に伝え、共通理解して子どもの指導に当たれるようにする。
- (7) 12月上旬（学校歴により毎年度決定）から10日までの約一週間を「校内人権週間」と定め、全学級において人権意識啓発に向けた話合いの場を設ける。
- (8) 12月10日の「人権デー」の週には、児童集会の場を設けることで、子どもが主体的に人権意識の啓発を図ることができるようにする。
- (9) 年間4回、いじめに関するアンケート調査を実施し、集約後、迅速な対応を行う。
- (10) 道徳科の時間と日々の暮らしを関連付ける資料の開発に努め、効果的に活用できるようにする。

2 子どもの取組

- (1) スマイルチームで作成した「北斗の子宣言」を通して、主体的に人権意識の高揚を図る。

「北斗の子宣言」

私たちは、何でも言える学級、学校をつくります。そのために
ほくとの ㊦ 星空のように、明るい学校をつくります。
ほくとの ㊧ クラスを越えて、みんなで助け合います。
ほくとの ㊨ 共に問題に向かい、解決します。

- (2) 「人権デー」における児童集会において、スマイルチームを中心にして人権意識の啓発を行うための催しを行う。
- (3) どんな行為がいじめになるのか話し合うことでいじめに関しての認識を深め、いじめを根絶しようという態度をとれるようにする。

3 保護者の取組

- (1) 学校便りや週報等の文書、及び育友会における講話等で、いじめの問題が話題に挙がったときには、家庭でもそれについて話し合う機会を設け、いじめ根絶に向けて一体となって取り組めるようにする。
- (2) 育友会主体となって、いじめ根絶のための取組を企画し実践していく。
- (3) 子どもの気になる様子について、積極的に学校と連絡をとる。また、日ごろから保護者間でいじめ防止に向けた関係づくりに努める。

IV いじめの早期発見について

いじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

1 教職員の取組

- (1) 子どもの様子に変化が見られた場合や、変化に関する情報が得られた場合には、職員間で個別に連携をとるだけでなく、連絡会において全職員で情報を共有する。
- (2) 連絡帳や電話等を通して、日ごろから保護者と連絡を取ることで、子どものささいな変化についての情報を共有できるようにする。また、対応後の経過報告も密に行うようにする。
- (3) 6月から7月の間に、子どもを対象にした実態を調べるアンケート調査を実施する。また、それを基に個人面談を行うことで、実態の把握やきめ細やかな対応に努める。
- (4) 7月末に、保護者を対象にした個人面談を行うことで、情報を共有し、いじめにつながる言動の早期発見に努める。
- (5) いじめられたり、いじめを見たりした場合には、保護者や教職員にすぐに相談するよう、日頃から子どもに指導を行っておくとともに、ささいなことでも相談しやすい関係づくり努める。
- (6) 保護者や友達、教職員に相談できにくい場合には、スクールカウンセラーへの相談や外部機関に電話で相談する方法もあるということを周知しておくようにする。

2 子どもの取組

- (1) いじめられたり、いじめを見たりした場合には、保護者や教職員に早めに相談する。

- (2) 保護者や友達、教職員に相談できにくい場合には、スクールカウンセラーへの相談や外部機関に電話で相談する方法等を利用し、専門家に直接相談してアドバイスを受けるようにする。

3 保護者の取組

- (1) 日ごろより、言動や持ち物の状態などを通して子どもの観察に努め、気になることがあった場合は、教職員と連絡帳や電話でこまめに情報をやり取りする。
- (2) 専門的な見地からのアドバイスを聞きたい場合には、年に3回学校が主催している「心の教育相談」に参加し、心理カウンセラーに直接相談する。
- (3) 教職員に相談できにくい場合には、スクールカウンセラーへの相談や外部機関に電話で相談する方法等を利用し、専門家に直接相談してアドバイスを受けるようにする。
- (4) 自分の子どもでなくても気になることがあったら、他の保護者や学校や関係機関等に相談をする。

V いじめに対する措置について

1 教職員の取組

- (1) 遊びや悪ふざけに見えても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、事情を聞く。
- (2) 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、少しでも疑いがある行為には早い段階からの確にかかわりをもつようにする。その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (3) いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- (4) いじめられている子どもから、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。あわせて、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた子どもに寄り添い支える体制を作る。
- 状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。
- (5) いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校はいじめ防止対策委員会を中心にして組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）の他、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。また、確実な情報を迅速に保護者に伝え、継続的な助言を行う。
- (6) 子どもにアンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

- (7) はやし立てたりおもしろがったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを阻止する「仲裁者」が現れるよう、あるいはだれかに相談する勇気をもつよう指導する。そして、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (8) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- (9) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直接削除したり、管理者に相談して削除を求めたりする措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

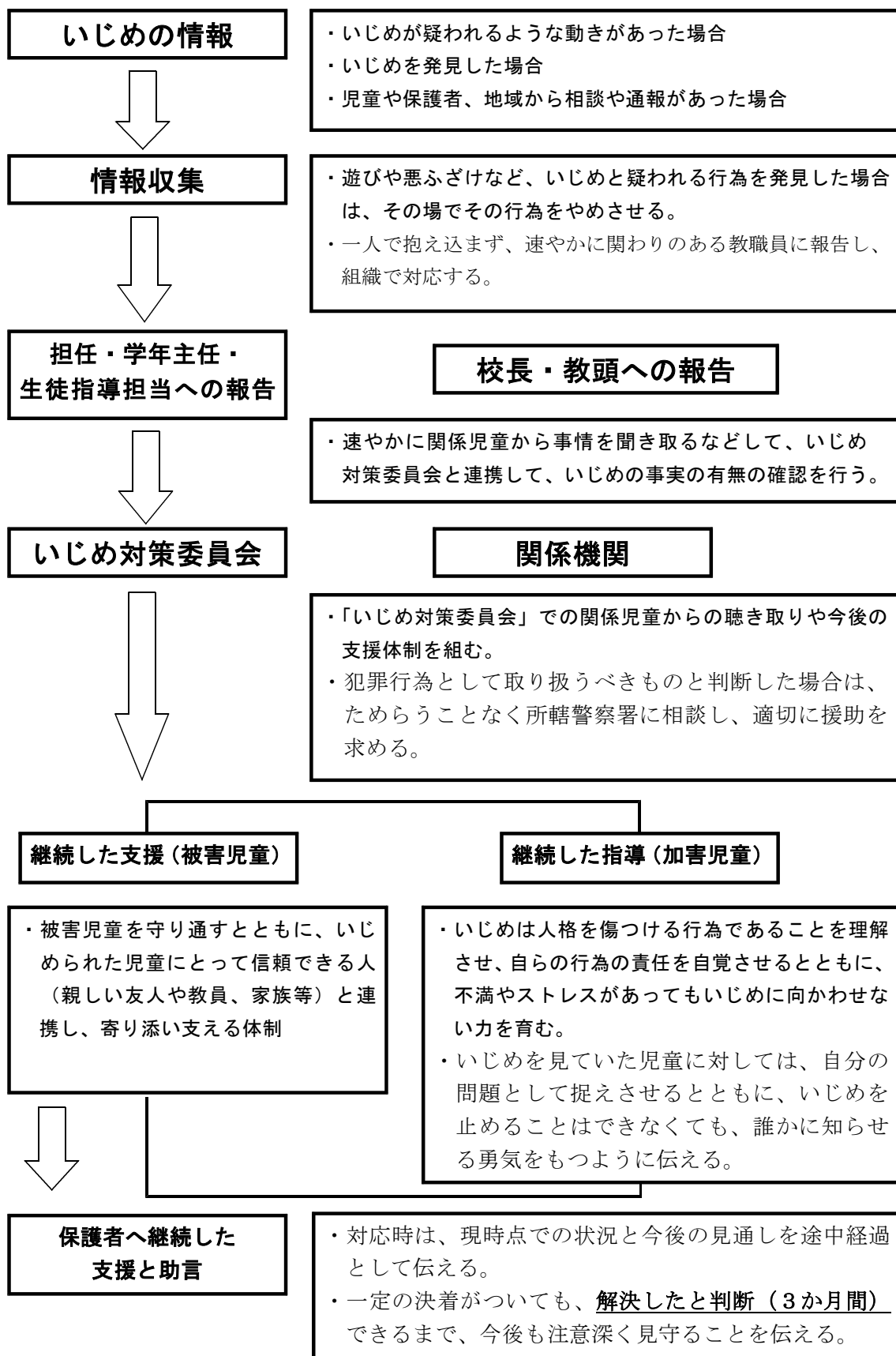
2 子どもの取組

- (1) アンケート調査や聴取の際には、知っている情報を正確に伝え、二度といじめが起こらない風土づくりに努める。
- (2) 自分がいじめに対してどのような立場をとっていたのかを振り返り、反省するとともに、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるようにする。

3 保護者の取組

- (1) 知っている情報については、正確に学校や関係諸機関に伝える。
- (2) いじめに関与していた場合は、学校や関係諸機関と連携しながら、今後の在り方を協議する。
- (3) 子どもがいじめの被害を受けていた場合は、学校や専門機関と連携しながら心のケアに継続的に努める。

VI いじめが発生した場合の対応フローチャート

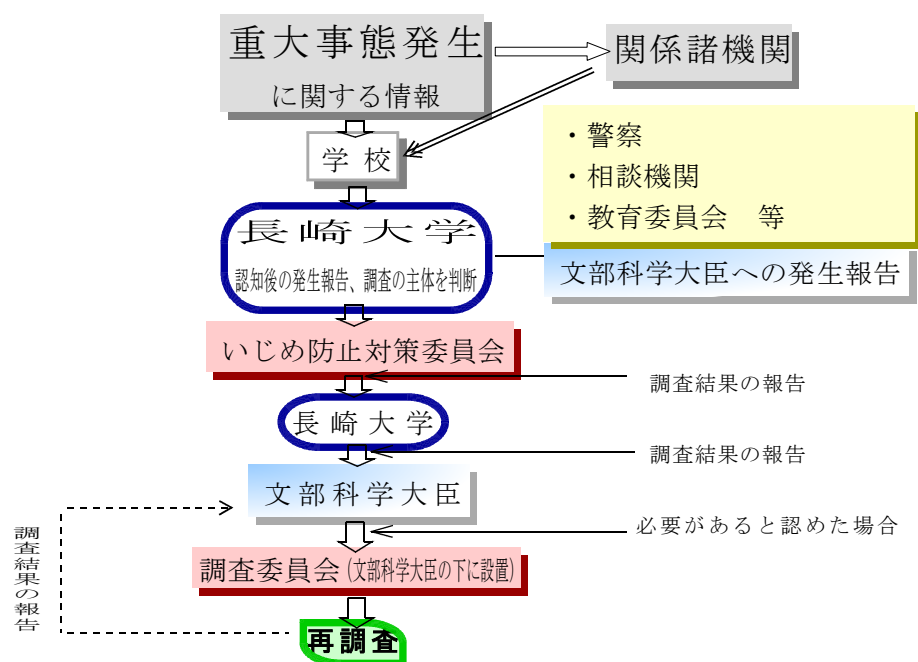


Ⅶ 重大事態への対処

「重大事態」とは…「いじめ防止対策推進法」では、次のように位置付けている。

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）

※ 相当の期間…目安30日



○ 調査を要する重大事態の例

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校又は教育学部の判断で重大事態と認識する。

③ その他の場合

- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

○ 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。 学校→教育学部→学長

Ⅷ 学校いじめ防止プログラム（年間指導計画）

いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体で組織的・計画的にいじめの問題に取り組む。

	児童の活動	教職員の活動
4月	・学年学級開き ・学級会（学級づくり、目標について）	・新年度引き継ぎ ・育友会
5月	・学級会（学級目標提示） ・スマイルチーム活動開始	・生徒指導事例報告会
6月	・生活アンケート ・スクールカウンセラー講話 ・道徳授業公開 ・個人面談	・心を見つめる教育週間 ・学校公開 ・全校集会 ・個人面談
7月	・地区活動 ・外部講師講話	・保護者面談
8月	・平和学習	・夏季休業中の把握 ・運営委員会
9月		・生徒指導事例報告会
10月	・生活アンケート ・学級会 （1学期の振り返り 2学期に向けて）	・個人面談 ・学校公開 ・生徒指導事例報告会
11月		・育友会 ・生徒指導事例報告会
12月	・生活アンケート ・人権集会	・個人面談 ・生徒指導事例報告会
1月		・生徒指導事例報告会
2月	・生活アンケート	・個人面談 ・学校評価実施 ・生徒指導事例報告会
3月	・学級納め	・育友会 ・生徒指導事例報告会 ・次年度引き継ぎ

※毎週水曜日の SC によるカウンセリング

※月 1 回の ICT の日（児童の端末使用状況の確認）

●関係機関連絡先等●

① 主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
親子ホットライン	0120-72-5311	9:00 ～ 21:00（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00 ～ 15:15（月～金）
児童・家庭１１０番	095-844-1117	9:00 ～ 20:00（毎 日）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00 ～ 17:45（月～金）
子どもの人権１１０番	0120-007-110	8:30 ～ 17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00 ～ 22:00（毎 日）

② 県及び市教育機関の主な相談窓口

県・市	相談窓口	電話番号
長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132
長崎市	長崎市こども相談センター	095-829-1122
	長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275
	子育て支援相談電話	095-825-5624

③ 24時間体制の相談窓口

児童ＳＯＳダイヤル ０１２０－０－７８３１０（なやみ言おう）